
習近平のリーダーシップ構造と その変化に関する一考察

小嶋 華津子

Kojima Kazuko

[要旨]

習近平は、中国を内外の「敵」から守り、蔓延する汚職から体制を守り、法と規律の下に国を再建するために創り出された強い指導者であり、そのリーダーシップのあり方は、有徳者による「公共主義的リーダーシップ」として解釈することも可能である。他方、「強さ」を追求するあまり、人事において自らの人脈ばかりを重用するやり方は、互酬関係外の多くの党・政府指導者たちの意欲を削ぎ、リーダーシップを執政機構の内部から形骸化させるリスクを高めた。また、習への権力と権威の集中により、生命や生活を脅かされた民衆が、怒りと責任追及の矛先を直接習に向けるようになったことは、各地で生じた「白紙運動」が示したとおりである。習が権力の私物化に対する懸念を打ち消し、国民の公共善を守る有徳者として成功物語を紡ぐには、今後の施政を通じて、経済の安定と発展、人々の福祉の向上を実現するよりほかない。

はじめに

2022年10月に開かれた中国共産党第20回全国代表大会（第20回党大会）をもって、習近平政権は3期目を迎えた。「68歳で定年」「総書記は2期10年まで」という党の近年の慣例を破って3期目を迎えたことは、10年前には必ずしも知名度が高くはなかった習近平が、いまや「強い指導者」となったことを内外に印象付けた。

はたして「強い指導者」習近平は、どのように作り出されたのだろうか。本稿で検討したいのは、習近平という指導者の「強さ」を支えるリーダーシップの構造とその変化である。

ここで本論に入る前に前提として確認しなければならないのは、リーダーシップを検討する際、「リーダーシップ」と翻訳されることの多い中国語の「領導」が意味するところと、政治学で語られる「政治的リーダーシップ」との間には、大きな違いが存在するという点である。一党支配体制をとる中国において「党の領導」と言えば、それは、「人民の前衛である共産党が権力を掌握することにより民主が実現する」という人民民主独裁論に基づく全面的かつ絶対的な指導を意味し、今日もなお否定しえない国是である。他方、本稿で試みるのは、政治体制の違いを超えた習近平のリーダーシップの態様の分析である。また、分析の際には、執政機関である党・政府内におけるリーダーシップと、広く中国国民全体を率いるリーダーシップとを分けて考える必要もあるだろう。

そこで以下では、リーダーシップの態様を分析する視角を提示したうえで、習近平総書記がこれまでの2期10年間に、党・政府内で、そして国民に対し、どのようなリーダーシップを目指し、そのためにどのような施策を講じてきたのか、それが第20回党大会を経て、どのように変化したのかを考察する。

1 習近平のリーダーシップを分析する視角

一般に、政治的リーダーシップとは、随従者を特定の政治的目標に向けて統合し、方向づけていく作用を意味するとされる。また、指導者と随従者との間に目標の共通性が認識され、多様な意見表出等を通じた随従者の自発的参加が担保されることが、一方的な権力の行使を指す「支配」や「抑圧」と区別される要件となる (<https://kotobank.jp/word/政治的リーダーシップ-159009>)。

また、小林正弥は、政治的リーダーシップが本来備えるべき要件として、その公共性に着目する。小林の議論に従って整理するならば、あるべき政治的リーダーシップとは、指導者がその卓越性に基づいて、随従者の利益や、集団の公共的利益、公共善に資するよう統率する能力、すなわち「公共主義的リーダーシップ」である。逆に、指導者と随従者との間に、「恩顧主義的」な「庇護-随従関係（パトロン-クライアント関係）」——しばしば顔見知り関係における長期的な互酬の関係——が生じるならば、リーダーシップは「私的」かつ排他的なものになってしまう。すなわち、指導者と互酬関係を結んだ者にとっては「恩顧主義的リーダーシップ」として許容される統治であっても、互酬関係の外に置かれたその他の構成員にとっては、「恩顧主義的支配」以外の何ものでもないという状況は、しばしば生じうる。加えて、「恩顧主義」のいま一つの弊害としては、互酬関係にある随従者の自律的判断の余地が狭められることにより、独裁的な傾向が助長されてしまうという点が挙げられる。したがって、政治の指導者は、私的リーダーシップを克服し、公共的利益に配慮した「公共主義的リーダーシップ」を追求する必要がある（小林2004）。

では、指導者が「私的」リーダーシップなり支配なりを克服し、「公共主義的リーダーシップ」を追求するには、何が必要だろうか。小林によれば、その際重要となるのは、指導者の動機や人格的資質である。すなわち、指導者が、自ら高い公共の精神を有し、公共善のために献身する有徳者であると同時に、随従者に対し公共の精神を発揚し、彼らをさらなる高みへと導くことのできる「人格的感化力」を備えた人でなければならない。ここで小林が理想とする統治形態を、中国の法家や儒家の思想を引き合いに出しながら、「人治・法治・徳治」という言葉を用いて説明している点は興味深い。小林曰く、近代的統治において、「人治」に代わり「法治」を実現することは不可欠であるが、それは、官僚主義や繁文縟礼など、まさしく法家が直面した問題を助長するリスクを孕む。そうした中で求められるのは、儒家が唱えた「美徳」に基づく統治である。高い公共の精神をもち、公共善のために献身する有徳者による「徳治」は、人格的要素をもつが、恣意的な人的統治である「人治」とは区別されるべきものだという（小林2004）。

2 習近平と党・政府内のリーダーシップ

上記のような視角を参考に、本節では「強い指導者」習近平の党・政府内のリーダーシップのあり方が、この10年を通じてどのように形成され、変化してきたのかを概観したい。

(1) 「強い指導者」習近平を創出した合理的理由

そもそも知名度の低かった習近平を、「強い指導者」にしたのは、党指導部内の合意の上であったと思われる。筆者の見るところ、そこには2つの要因があった。

第1に、国内外の「敵」に対する警戒心の高まりである。習近平が総書記に就任した2012年、党指導部は、アメリカを中心とする「西側」の国々による「和平演変（武力によらず、言論空間やNGO、キリスト教会、知識人ネットワークなどを通じて、標的とした国の内部に親「西側」のエージェントを育成することにより政権を倒すこと）」の動きに危機意識を高めていた。2000年以降中東欧・中央アジア諸国では、いわゆる「カラー革命」の波が起こり、2010年から12年にかけてはチュニジアのジャスミン革命に始まる「アラブの春」運動が、さらに2011年10月からは中国の特別行政区である香港で、「セントラル占拠」運動が生じていた。一連の運動を前に、共産党指導部には、その背後にアメリカ政府がおり、次なる標的が中国本土であるという認識が共有されていた⁽¹⁾。

また、国内の「敵」は、より直接的に体制を揺るがした。薄熙来（重慶市党委員会書記、中央政治局員）、周永康（中央政法委員会書記、中央政治局常務委員）に関わるスキャンダルである。薄熙来は、「共同富裕」を掲げた格差是正政策、犯罪組織・汚職幹部の一斉摘発（中国語で「打黒」）、毛沢東時代の革命歌を歌う運動（中国語で「唱紅」）など、目に見えやすい独特の政策で重慶市民の人気を博していたが、薄の右腕として「打黒」を取り仕切っていた王立軍（重慶市公安局局長、のちに副市長）が2012年2月、四川省成都市のアメリカ総領事館に駆け込み亡命を求めた事件をきっかけに、イギリス人実業家の殺害、60億ドルに及ぶ不正蓄財など薄一家のスキャンダルが一気に明るみになったのである。結局薄熙来は2013年9月、山東省済南市の人民法院で無期懲役、全財産没収、政治的権利の終身剥奪を言い渡され、翌月刑が確定した。また周永康は、蔣潔敏（前中国石油天然ガス集团董事长、国有資産監督管理委員会主任）らからの収賄、職権濫用、国家機密漏洩の罪で刑事訴追され、2015年6月、無期懲役、全財産没収、政治的権利の終身剥奪に処された。いずれの事件も、真相は不明な点が多い。しかし、政治局員ならびに政治局常務委員によるスキャンダルが、党指導部に亀裂をもたらす危機として受けとめられたことは確かであろう。事件を受けて党指導部の間には、政治局常務委員（当時は9名）がそれぞれ特定の政策領域を分掌し、対等の立場で政治に関わる従来の集団指導体制のあり方を調整し、突出した強い総書記の下に結束を強めるべきだとの認識が共有されたと推測される。そして、内外の「敵」の攻撃から政権と一党支配体制を守るため、総合的安全保障の構築に向け、後述のとおり、「強い指導者」の下での体制の引き締めが図られていった。

第2に、汚職・腐敗を撲滅し、必要な改革を推し進めるためには、既得権益層の抵抗を跳ね除け、既存の利権ネットワークにメスを入れることのできる「強い指導者」が必要だとい

う認識である。汚職・腐敗の蔓延は、国民の不満を高め、社会不安を引き起こすのみならず、経済の持続的な発展を阻害する最大の障碍となっていた。党・政府・軍とさまざまな業界、金融機関との間の癒着を早急に断ち切り、法や制度に基づく規律ある政府や市場を創らなければ、中国経済は破綻してしまうという切迫した思いが、指導者の間に共有されていた。その危機感の強さは、習近平政権が、発足翌月の「工作作风及び民衆との緊密な連繋の改善に関する8項目の関連規定」(2012年12月。「中共中央政治局召開會議審議關於改進工作作风，密接聯繫群衆的有關規定分析研究二〇一三年經濟工作」<http://cpc.people.com.cn/n/2012/1205/c64094-19793530.html>)を皮切りに、「四つの気風」(形式主義・官僚主義・享楽主義・贅沢浪費の風潮)への戒告、「法三章」(政府機関庁舎の新築・改築・増築の禁止、政府職員削減、「三公」経費〔海外出張費、公用車費、接待費〕の削減)の履行など、党や政府の綱紀肅正に向けた通達を矢継ぎ早に発布していったことから明らかである。2016年10月に開かれた中国共産党第18期中央委員会第6回全体会議(中共18期六中全会)では、「新情勢下における党内政治生活に関する若干の準則」および「中国共産党党内監督条例」が制定され、同会議のコミュニケには、「鉄の規律で党を厳格に管理」し、「両面人(政府職員・党員でありながら、腐敗行為を行ったり、反共産主義的志向を有していたりする者を指す)」的ふるまいに反対すること、虚偽報告や事実の隠蔽に反対すること、私情にとらわれずに党性を語り、面子にとらわれずに真理を語ること、特権を享受せず、自覚的に特権志向と闘うこと、家風を重視し、近親者をしっかり教育、管理し、幹部が職権を利用して家族や友人に特別な便宜を図ったり、幹部の近親者が業務や人事に介入したりすることに反対することなどが明記された(「[受権発布] 中国共産党第十八届中央委員会第六次全体会議公報」http://www.xinhuanet.com/politics/2016-10/27/c_1119801528_3.htm)。

また、習近平政権は、規律の強化を掲げるのみならず、実際に党の紀律検査委員会の権限を強化し、王岐山書記の采配の下、「トラ(大物)もハエ(小物)も」対象とした、中央から地方に至る大々的な反腐敗キャンペーンを展開した。例えば、「トラ」としては、前述の周永康に続き、令計劃(元党中央弁公庁主任、元党統一戦線工作部長)、孫政才(前重慶市党委員会書記)が汚職容疑で摘発され、彼らの人脈が一網打尽となった。軍についても、谷俊山(元中国人民解放軍総後勤部副部長)、徐才厚(元党中央軍事委員会副主席)、郭伯雄(元党中央軍事委員会副主席)、房峰輝(前総参謀長)、張陽(前総政治部主任、党中央軍事委員会委員)など現職を含む指導者が汚職により処罰された。第13期全国人民代表大会第1回会議(2018年3月)で行われた最高人民検察院報告では、習近平政権1期目の5年間に立件された汚職官僚は25万4419人(閣僚級以上の元幹部120人を含む)、立件によって取り戻した経済的損失は553億元(約9300億円)に達することが明らかにされた(「[两会受権発布] 最高人民検察院工作報告」http://www.xinhuanet.com/politics/2018lh/2018-03/25/c_1122587415.htm)。確かに、このような徹底した反腐敗キャンペーンは、「強い指導者」の下でしかなしえないであろう。

(2) 「強い指導者」習近平を支える政策と制度

しかし、知名度の低い一人の指導者を「強い指導者」に仕立て上げるためには、多方面にわたる大仕掛けな変更が必要であった。

第1に、習近平の個人的権威を称揚するとともに、それを公式に規定することである。習

近平政権発足時より、習近平の偉大さや親しみやすさを強調するさまざまな宣伝が行われ、早くも2014年9月には、習の講話などを収録した『習近平国政運営を語る（習近平談治国理政）』第1巻が出版された⁽²⁾。2019年1月には、習近平の講話や思想を学習するためのアプリ「学習強国」が作られた。

習近平の権威を公式に規定する動きも進められた。2016年10月には、中共18期六中全会のコミュニケに、「習近平同志を核心とする党中央」という表現が盛り込まれ、これにより、習近平は、胡錦濤前総書記が得られなかった「党中央の核心」としての称号を手にした（前掲「〔受権発布〕 中国共産党第十八届中央委員会第六次全体会議公報」）。さらに、2017年10月の中国共産党第19回全国代表大会（第19回党大会）では、「習近平新時代の中国の特色ある社会主義思想」が、守るべきイデオロギーの一つとして党規約に盛り込まれ、翌2018年3月の第13期全国人民代表大会第1回会議で憲法にも明記された。

第2に、党中央指導部での習近平一強体制を保証する制度が構築された。習近平政権の下では、国政の各領域の政策を実質的に決定する領導小組や委員会といった党中央の機関が拡充されると同時に、習近平があらゆる領導小組や委員会のトップを務める体制が作られた。例えば、内外の総合的な安全保障を取り仕切る中央国家安全委員会、財政や経済政策を統括する中央財經委員会、外交政策を統括する中央外事工作委員会、改革全般を統括する中央全面深化改革委員会、サイバーセキュリティや情報管理を統括する中央サイバーセキュリティ・情報化委員会などすべての重要な政策領域について、習近平がトップに就任した。これにより、政策決定の重心が、國務院から党中央へと一定程度シフトし、党内ナンバー2である李克強國務院総理の権限は、相対的に弱まったと考えられる。

第3に、政府官僚機構が担っていた業務の一部が党に移管された。2017年の第19回党大会では、「党政軍民学の各方面、東西南北中の一切を党が領導する」というフレーズが党規約に盛り込まれた。また、2018年2月の中国共産党第19期中央委員会第3回全体会議（中共19期三中全会）では「党と国家の機構改革深化方案」が採択された。そこでは、党中央に設置された上記の領導小組や委員会の拡充が図られると同時に、従来政府が担ってきた業務の一部を党に移管することが取り決められた。例えば、国家公務員局を廃止し、公務員の任用・配置については、中央組織部が統括することとなった。国家コンピューターネットワーク・情報安全管理センターの管理は、國務院下の工業・情報化部から中央サイバーセキュリティ・情報化委員会弁公室に移された。国家新聞出版広電総局が従来担ってきた新聞出版管理業務・映画管理業務は中央宣伝部に統合され、国家新聞出版広電総局は廃止されて中央新聞出版広電总台が設置された。さらに、少数民族や宗教、華僑に関わる政策領域についても、国家民族事務委員会・国家宗教局・國務院僑務弁公室を中央統一戦線部に統合し、中央統一戦線部が直接統括するように改めた。国家幹部の育成を掲げる国家行政学院は、中央党校に吸収された（「中共中央印發『深化党和国家機構改革方案』 http://www.gov.cn/zhengce/2018-03/21/content_5276191.htm#1）。総じて、人事、情報、少数民族、宗教といった権力と安全に関わる業務権限が、國務院から党に回収されたと言ってよい。

第4に、習近平を「核心」とする党中央と「高度に一致」した党組織を、地方および基層

社会の隅々にまで張り巡らせることにより、中央から地方、基層に至るトップダウン型の垂直的な指導系統を構築していった。例えば、反腐敗キャンペーンにおいては、2015年8月と2017年7月の二度にわたって「中国共産党巡視工作条例」を改正し、省・自治区・直轄市から市・県レベルに及ぶ巡視・巡察システムを整備した。このうち、巡視とは、中央および省レベルの党委員会紀律検査部門が党・国家・軍の機関などに対して、一定期間チームを派遣して、規律の遵守状況を徹底的に検査し、問題を摘発するというものであり、巡察とは、市および県・区のレベルの党委員会紀律検査部門が、同様に所管する党・国家・軍の機関などに対し同様の検査を実施することを指す（「中国共産党巡視工作条例」<http://news.12371.cn/2017/07/14/ARTI1500037507858103.shtml>）。こうした上から下への監督と摘発の動きは、司法・公安部門を取り仕切る党の政法機関内の肅清運動においても見られた。薄熙来事件、周永康事件の教訓から、習近平は、2019年1月の中央政法工作会議で「あえて刃を内側に向け、骨から毒を削ぎ落として、集団に害を及ぼす輩を徹底的に排除しなければならない」と号令をかけ、政法組織を対象とした大規模な肅清を断行した。その際には、中央に全国政法隊伍教育整頓領導小組が設置され、同小組と各省の党委員会が、市や県・区に要員を派遣して、運動を指導する態勢が組まれた。

上から下への幹部派遣は、都市の居住区や村でも行われている。都市居住区では政法委員のネットワークが強化された。2019年1月に施行された「中国共産党政法工作条例」には、県レベル以上のすべての地方党委員会に政法委員会を設置すること、郷・鎮・街道レベルの党組織すべてに政法委員を配置すること、政法委員会がそれぞれ所管する居住区に設置された社会治安綜合治理センターを統括し、社会統治の改善を進めていくことが定められた（「中共中央印發『中国共産党政法工作条例』」http://www.gov.cn/zhengce/2019-01/18/content_5359135.htm）。その後生じたコロナ禍は、政法組織を中心とした上記の体制の形成途上で生じ、防疫という差し迫った課題を突きつけることによって、政治部門によるトップダウンの体制構築に向けた動きを速めた。新型コロナウイルス感染症の蔓延を受けて、中央政法委員会は2020年2月、「社会治安綜合治理センターとグリッド連絡員（中国語：網格員）の役割をよりいっそう発揮させ、感染拡大の予防管理の第一予防線を着実に構築することに関する通知」を發布した。これは、社区をさらに小さなグリッドに区分し、それぞれのグリッドに人員を配置して、住民の監視やサポート、管理を行うよう指示するものであった。

また、農村では、政府機関から村に幹部チームを派遣して一定期間駐在させ、貧困対策プロジェクトを推進する試みが普遍的に実施されている。ウイグル族の強制収容問題が取り沙汰されている新疆ウイグル自治区においても、ウイグル人世帯への訪問調査と「職業訓練」施設への斡旋を担っているのは、治安維持を名目として上級機関から居住区に派遣された幹部チームである。

(3) 習近平による公共主義的リーダーシップと権力の私物化

これまで述べてきた一連の動きは、見方によっては「公共主義的リーダーシップ」の概念を用いて説明できる事象かもしれない。すなわち、内外の「敵」から国家の安全と安定を守り、汚職・腐敗の蔓延により危険にさらされた体制を立て直し、法と規律に基づく政府や市

場を構築することこそ、多くの中国国民の利益に適う、いわば公共善である。その公共善を守るためには、党中央にまで巣食う汚職にまみれた利権ネットワークにメスを入れ、既得権益層の抵抗に屈することなく身を切る改革を断行しなければならない。そして、巨大な躯体をもつ中国において、このような大改革事業を実行するためには、強大な権力と権威をもつ「強い指導者」が必要であることは疑いえない。こう考えるならば、習近平という指導者は、高い公共の精神を有し、自らの犠牲を顧みず、公共善のために献身する有徳者として「公共主義的リーダーシップ」を発揮してきたと総括できるのだろう。

他方、「強い指導者」を目指す習近平のやり方に、権力の「私物化」に向けた動きを見出すことも簡単である。なぜならば、上記の一連の動きは、1980年代以降権力の「私物化」を防ぐために党が積み上げてきたさまざまな改革に逆行するものだからである。第1に、指導者の交替に関わる制度化への逆行である。鄧小平がかつて1980年に、「党と国家の領導制度の改革」を打ち出した最大の目的は、プロレタリア文化大革命の反省を踏まえて、一人の指導者への過度の権力集中を防ぐことにあった。そして、鄧自らが主導して、政治局常務委員会を再建することにより、個人独裁を回避し集団指導体制を実施するための枠組みを構築するとともに、幹部の終身制の廃止や退職制度の導入を進めた。その結果、1982年憲法には、国家の幹部について、2期10年までとする任期制限が明記されたのであった。また、胡錦濤政権期の2006年6月に発布された「党・政府領導幹部職務任期暫定規定」では、第6条に、「同じ役職に2期就任した党・政府指導者が再度その役職に推薦、指名、任命されることはない」と明記された（「党政領導幹部職務任期暫行規定〔2006年6月10日〕」<https://news.12371.cn/2015/03/12/ARTI1426126246992108.shtml>）。しかし、習近平は、第13期全国人民代表大会第1回会議（2018年3月）において、拙速とも言える手順で、国家主席の任期撤廃を盛り込んだ憲法改正を断行し、2006年の暫定規定を無視するかたちで党総書記への3期目就任を果たしたのであった。

第2に、幹部人事の透明化に向けた動きへの逆行である。党や政府の幹部を、どのように民主的かつ公正な方法で採用し昇任させるかは、常に重要な問題であった。2007年10月の中国共産党第17回全国代表大会（第17回党大会）での報告の中で、当時の総書記、胡錦濤は、「民主、公開、競争による昇進や差額選挙（競争選挙）の方法を充実させる」「実績を重んじ、大衆の公認を得るという原則に則って幹部を選抜する」「女性幹部、少数民族幹部の育成と選抜を重視する」と述べた（「胡錦濤在党的十七大的報告」http://www.npc.gov.cn/zgrdw/npc/zggcddsbcqgdbdh/2012-11/06/content_1742192.htm）。そして実際に幹部人事については、業績に基づく民主的な方法が各地で試行されてきた。これに対し、習近平政権下で、習近平との個人的関係を重視した人事が露骨に行われるようになった点は否めない。とりわけ第3期政権においては、政治局常務委員7名のうち、王滬寧を除く6名が習近平とその腹心たち（李強、趙樂際、蔡奇、李希、丁薛祥）で占められることとなった。逆に現首相の李克強、汪洋は完全引退となり、政治局常務委員入りが取り沙汰されていた胡春華に至っては、政治局員から中央委員への異例の降格となった。また、政治局委員を見ても、第1期習近平政権（2012—2017年）においては、習近平のかつての部下や清華大学・中央党校時代の繋がり、旧友など、いわゆる習近平

人脈に括られる委員は25名中5名であったが、第2期（2017—2022年）には25名中15名、第3期には24名中19名となった（「中国共産党、新指導部24人全データ 習近平体制3期目に<https://vdata.nikkei.com/newsgraphics/cpc-national-congress-2022/>）。そのほか、この10年間には、中央軍事委員会、中央紀律検査委員会、中央政法委員会、中央宣伝部、中央組織部など重要な党中央組織の役職に習近平の腹心が抜擢された。結果として、習近平にとっては政権運営のやりやすい布陣が実現したと言える。しかし、そのことは、習近平人脈の外部にいる党指導者にとってみれば、前途を狭められたに等しい。「民主、公開、競争」の原則、多様性への配慮、業績に基づく人事に期待して業務に励んできた多くの指導者は、閉塞感に苛まれ、意欲を失ってしまうかもしれない。

第3に、統治の多元化を進める動きへの逆行である。例えば、「党政分離（党と政府の分離）」が良い例である。かつて鄧小平の意向を受けて趙紫陽総書記代行が1987年10月末の中国共産党第13回全国代表大会（第13回党大会）で発表した政治改革の構想は、「党政分離」をその柱に据えていた。結局この試みは、党の領導の減退を懸念する党内の守旧派の抵抗を受け、第2次天安門事件を経て失速したが、市場経済化により専門性を高めた政府官僚機構は党からの一定の自律性をもつようになり、それが統治の多元性を少なからず担保してきた。これに対し、党中央に政治の権力を集中させる習近平の手法は、統治に多様な意見を反映させる空間を狭め、公共性の減退をもたらしかねない。

以上のように、1980年代以降、党の領導を維持しながらも一定程度「公共主義的リーダーシップ」を発揮できるよう形成されてきた規範は、習近平政権の10年間で骨抜きにされた。習近平が、汚職・腐敗の撲滅という公共善の実現のために「公共主義的リーダーシップ」を発揮しようと手を尽くしたとしても、恣意的な人事や、統治の一元化は、習近平との互酬関係の外部に置かれた多くの党・政府指導者や非党員にとってみれば、権力の「私物化」と映るだろう。

3 中国国民と習近平のリーダーシップ

次に、「強い指導者」習近平のリーダーシップが、国民に対しどのように発揮されているのか、その特徴を概観したい。

(1) 習近平による「私」的領域への介入とリーダーシップ

ここでまず指摘しなければならないのは、習近平政権の10年間で、「公共主義的リーダーシップ」の要件とされる自由な言論空間が締め上げられたということである。習政権は発足まもない2013年5月、中共中央弁公庁より「現在のイデオロギー領域の状況に関する通達」を發布し、共産党の権力を転覆させる危険な思潮として、1.「西側」の憲政民主、2.「普遍的価値」、3. 市民社会、4. 新自由主義、5. 「メディアの自由」など「西側」のメディア観、6. 歴史的「虚無主義」の宣揚⁽³⁾、7. 改革開放への疑念、の7つを列挙し、これらの「誤った」価値がインターネット等を通じて国内に流入しないよう、党がメディアを掌握し、国民に対するイデオロギー工作を徹底しなければならないと呼びかけた。また、習政権は、「サイバーセキュリティ法」（2017年6月施行）の制定などにより、インターネット上の言論空間に対す

る管理を強化した。また前述の紀律検査委員会による巡視や巡察は、国有企業、大学、メディアなどでも実施された。巡視を経て、各大学は国外との交流や使用する外国語の教科書など、何事につけても当局の承認を得ねばならなくなり、学問の世界に一定程度確保されていた自由すら奪われてしまった。さらに監視カメラデータのネットワーク化、信用スコアシステムの導入、健康コードの義務化などを通じて、国民の言動は常に監視されるようになった。

これらの措置は、言論の公表を生業にする知識人や弁護士、ジャーナリストたちを直撃した。とりわけ党や政府とは異なる見解を有する人々は、言論界から排除された。習近平による思想・言論統制や監視システムの強化は、「公共主義的リーダーシップ」に逆行する動きにほかならない。

他方で、一般の国民は、このような政権の圧力に対し比較的強い耐性を備えている。たとえインターネットの言論空間が締め上げられようと、監視社会になろうと、「私的」領域に一定程度の自由があり、経済的に豊かな生活を追求していけるならば、露骨な権利侵害を受けない限り、規制を巧みに回避し、政治に関わらないことにより自らを守ろうとするのが常である。あえて声を上げることによって自らと家族を危険に晒すようなことはしない。

実際には、有徳者として「公共主義的リーダーシップ」を追求する習近平は、その影響を国民の「私的」領域にまで及ぼそうとしている。例えば、習近平は近年、家庭教育や人々の私的生活にまで管理の手を伸ばす。2021年8月に、国家新聞出版署により「オンラインゲームのサービス提供時間の規制」を發布し、未成年へのサービスの提供を週末と祝日の午後8時から9時の1時間のみ限定したことなどはその最たる例と言えるだろう。また、同年7月には宣伝部などの諸部門により、個人の夢、家庭の夢を、国家の夢、民族の夢の中に統合させるよう呼びかけ（「中宣部、中央文明弁、中央紀委機関等聯合印發『關於進一步加強家庭家教家風建設的实施意見』」http://www.moe.gov.cn/jyb_xwfb/s5147/202107/t20210723_546277.html?ivk_sa=1024320u）、同年10月には、「家庭教育促進法」を採択した。第20回党大会での報告においても、習近平は、「党の科学理論で青年を武装する……多くの青年は、揺らぐことなく党の言うことを聞き、党に従い……苦勞を厭わず、奮闘する新時代の良き青年を志し、社会主義現代化国家の全面的な建設の熱い実践の中で青春の鮮やかな花を咲かせなければならない」と述べ、青年に対する指導を強める方針を打ち出した。このような習近平の動きに対し、国民は現時点では、直接的な影響を回避しながら対応できているのかもしれない。しかし、回避しきれない政策が講じられた場合には、声を上げるだろう。

(2) 「白紙運動」の意味するもの

新疆ウイグル自治区ウルムチ市での火災による犠牲者の発生に端を発し、本稿執筆時点（2022年12月）で中国各地で生じているいわゆる白紙運動は、習近平の統治に対する国民の姿勢を映し出している。多くの運動参加者にとって、火災の犠牲者に対する追悼の気持ちと、無念の「死」をもたらした当局のゼロコロナ政策に対する不満こそが、運動へと駆り立てた動機であった。したがって、習近平が12月1日にシャルル・ミシェル欧州理事会常任議長との会談で人々の不満に対する理解を述べ、習政権が急遽柔軟な対応に転じたことにより、運動は収束へと向かいつつある。

他方、今回の運動において、多くの参加者が白紙を掲げ習近平の下野を叫んだことは、さまざまな問題の根源を習近平の統治に求める動きが広がっている現状を示している。これは、地方や末端の幹部を悪者にし、集団抗議運動の責任を取らせ、党中央や政府の威厳を維持してきたこれまでのパターンとは異なる。今後もし習近平政権の失策により人々の生活が脅かされるような事態が生じた場合、人々は直接習近平に怒りの矛先を向けるであろう。これは「強い指導者」として君臨してしまったが故の副産物と言える。まさしく習近平自身が、そのような構造を作り出してしまったのである。

おわりに

この10年をかけて、習近平は「強い指導者」となった。それは一面では、中国を内外の「敵」から守り、汚職・腐敗を撲滅し、法と規律に基づく政府や市場を創出するという公共善のために、習近平が、必要な権力と権威を掌握したという面をもち、そのリーダーシップのあり方はまさしく有徳者による「公共主義的リーダーシップ」と呼ぶに値するものである。しかし、「強さ」を追求するあまり、人事において自らの人脈ばかりを重視する習の手法は、習との互酬的關係の外部に置かれた多くの党・政府の指導者たちの目には、権力の「私物化」と映るであろう。結果として彼らは自らの業務に対する積極性を失い、面従腹背を決め込み、リーダーシップの形骸化をもたらすかもしれない。

他方、国民は本来、習政権による言論空間の締め上げにより生業と安全を奪われた一部の知識人たちを除き、習近平のリーダーシップに柔軟に対応する術を心得ていた。しかし、「白紙運動」が示したように、生命や生活を脅かされる事態が生じるならば、声を揃え、公共善が守られなかったことへの怒りと責任追及の矛先を習近平に向けるであろう。

このような事態を打開する唯一の方法は、習近平政権が、今後の施政を通じて、経済の安定と発展、人々の福祉の向上を実現することである。その時がきてはじめて、習近平は、権力の「私物化」疑惑から解放され、実は人事も適材適所であり、その結果中国国民の公共善が守られたのだという成功物語の中で、真の「強い指導者」となるであろう。

- (1) このような危機意識は、2013年6月に、中国人民解放軍、中国社会科学院、中国現代国際関係研究院により製作され公開された教育宣伝用映画『較量無声（静かなる闘い）』に象徴的に現われている。
- (2) 続いて2017年10月には第2巻、2020年6月には第3巻、2022年に7月には第4巻が出版された。
- (3) 歴史的「虚無主義」とは実質的には、中国共産党の公式見解とは異なる歴史観を主張する姿勢を批判する語句である。

■参考文献

小林正弥「恩顧主義的リーダーシップと公共主義的リーダーシップ」小林良彰・金泰昌編『リーダーシップから考える公共性』東京大学出版会、2004年。

こじま・かずこ 慶應義塾大学教授
kazuko.kojima@keio.jp